

農業者のための

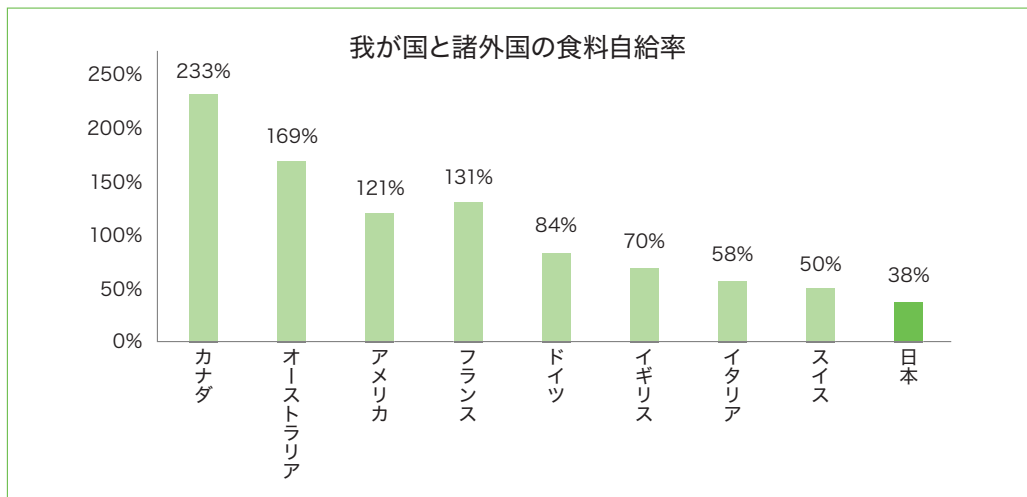
所得税・消費税 ガイドブック



はじめに

日本の食料自給率（国内で消費される食料のうちどのくらいが国内で生産されているのかを示す割合）は 1965 年度は 73%（カロリーベース）でしたが、2021 年度は 38% と先進国の中でも低いことが下記のグラフからわかります。

農産物の輸入だけでなく、飼料・肥料も海外依存しているのが、今の日本の現状です。海外頼みから食料安全保障、国内農業経営の基盤強化が必須となっています。



諸外国は 2019 年度、日本は 2021 年度、農林水産省のデータより作成

本冊子は、農業経営において初心者にわかりやすいよう、農業版の所得税・消費税ガイドとしてまとめました。農業経営の基本的な所得税の計算だけでなく、消費税の基本的な考え方やインボイス制度（令和 5 年度税制改正を含む）についても解説しています。また税務上の留意点等も記載しました。

本冊子をご活用いただき、農業経営の基本を学び、農業の発展につなげていただけたらと期待します。

目次

Chapter 1 所得税編	4
1 農家の収入（農業収入）	4
2 農家の経費（必要経費）	6
3 減価償却費	10
4 農業用固定資産の損失	20
5 修繕費と資本的支出の区分	20
6 農業経営者の第一歩は正確な記帳から	21
7 青色申告の流れ	24
8 青色事業専従者給与ってなに？	28
9 農業経営が赤字になったらどうする？	29
10 収入保険制度	31
11 帳簿書類の保存期間（青色申告の場合）	32
12 確定申告	32



Chapter ② 消費税編 38

1 消費税のしくみ	38
2 農業者の消費税課税取引の判定	41
3 軽減税率制度	42
4 取引時の用途による適用税率の判定	43
軽減税率適用 Q&A	45
5 個人農業者の納税義務	47
6 消費税の計算方法	48
7 インボイス制度（適格請求書等保存方式）	49
8 農業者のインボイス制度が実務に与える影響	50
9 これが農業版インボイス！	50
10 免税事業者とインボイス制度	52
11 農協特例（農協等を通じて取引される農作物に対する特例）	54
12 卸売市場特例	55
13 直売所（媒介者交付特例）	56
14 インボイス制度の負担軽減措置（令和5年度税制改正）	57
15 インボイス制度のまとめ	58

COLUMN

- 農泊 — 9
- 農地バンク（農地中間管理機構） — 12
- 融資制度（青年等就農資金） — 23
- 給与所得と合算して節税できる？ — 30
- 新規就農者資金（農業次世代人材投資資金） — 36
- 農家に利用してほしい税制上の優遇措置 — 40
- コオロギチョコとコオロギせんべい、エディブルフラワーの税率は？ — 44
- 一体資産（セット商品）の税率は？ — 44

※本冊子の内容は、令和5年4月1日現在の法令等に基づいています。

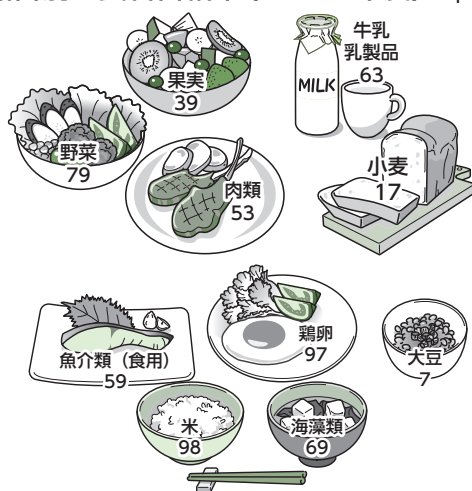
1 農家の収入（農業収入）

農家の収入は大きく分けて4つに分類されます。①販売金額、②家事消費・事業消費金額、③雑収入、④農産物の棚卸高が農家の主な収入金額となります。

1. 販売金額

販売金額とは、米、麦、野菜、花、果実、種苗、^{まゆ}繭、肉畜、牛乳、卵、その他農畜産物を販売した金額の合計額をいいます。農協や市場への手数料などを差し引かれる前の総額で計上します。複合経営をされている農家は、それぞれの販売金額の計上漏れに注意が必要です。

品目別の食料自給率（2021年度） 単位：%



（農林水産省のデータより作成）

なお、取引において、まだ実際に代金を受け取っていない場合でも、既に本年中に引き渡した農産物については、全て本年分の販売金額として計上します。反対に、まだ引き渡していない農産物の代金を先に本年中に受け取っている場合は、本年分の販売金額とはなりません。

POINT



ここがポイント！

新規就農者は、年間を通じて収入が得られるようにキャッシュ・フロー経営を意識しましょう。

2. 家事消費・事業消費金額

農産物の販売だけでなく、家事消費として収穫した農産物を自分で食べたり贈答した場合や、事業消費として収穫した農産物を自己の生産のために消費した場合は、家事消費・事業消費金額として収入金額に含めます。計算式は次のとおりです。

計算式：(農産物の販売金額－出荷にかかった経費)÷販売数量×家事消費等の数量

例えば、本年中に 10,000kg の農産物を販売、販売金額が 500 万円、出荷にかかった経費が 40 万円、200kg 家事消費した場合の家事消費金額は 92,000 円^{*}となります。

なお、家事消費金額の計算は、市場手数料や包装費用などの出荷にかかった経費を含まない農産物の価額（裸値）とされています。

※ (500 万円－40 万円)÷10,000kg×200kg

3. 雑収入

農産物の販売金額や家事消費・事業消費金額以外は雑収入として収入金額に計上します。例えば、①収益の補償として受け取る補助金等、②水稻・野菜・果樹共済の受取共済金等、③わら、もみ、家畜排せつ物など副産物の販売収入等、④農作業を請け負った場合の受託作業料などがあります。

4. 農産物の棚卸高

米や麦などの農産物については、収穫基準が適用されます（収穫した時の生産者販売価額（農産物の裸値）により計算します）ので、その年の販売高に、販売していない年末の農産物の在庫高を加えて計算された金額も収入金額に含まれます。

農業に関連して得た収入の中には、農業所得の収入金額とならないものもあり、それらは他の所得に区分されます（33 ページ参照）。例えば、①農協等から受ける出資配当金は配当所得の収入金額、②小作契約に基づく小作料収入・電柱の敷地料は不動産所得の収入金額、③建物更生共済の満期共済金は一時所得の収入金額となります。

POINT



ここがポイント！

農業収入－必要経費＝農業所得

農業収入は、必要経費を差し引く前の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間に得た収入金額をいいます。収入と所得の違いを正しく理解しましょう。

2 農家の経費（必要経費）

1. 概要

農業収入を得るためにかかった費用を必要経費（農業経費）といい、農業の収支計算をするうえでとても重要なものです。

例えば、農具費や肥料費などはもちろん、農業用の土地を借りた場合の借入金の利子なども必要経費となります（次ページ「2. 必要経費の具体例」参照）。

必要経費となる金額は、その年において債務の確定した金額です。つまり、その年に支払った場合でも、債務の確定していないものはその年の必要経費にはなりません。また、支払っていない場合でも、その年に債務が確定しているものであれば、その年の必要経費となります。

〈必要経費の基本的な考え方〉

期首の棚卸高	本年分の 必要経費
当期の購入高	
	期末の棚卸高

例えば肥料で考えてみましょう。当期に購入した金額を、そのまま必要経費として計上するのではなく、前年から繰り越された期首の棚卸高を加え、年末に残っている期末の棚卸高を差し引いた金額を必要経費に計上します。肥料について期末の棚卸高は、年末に最も近い日の購入単価に、年末の棚卸数量をかけて計算します。そのため決算のときには12月末の在庫（棚卸高）を調べます。

なお、農業用建物兼住宅について支払った賃借料や固定資産税、修繕費などのうち住宅部分に対応する費用や水道料や電気料、燃料費などに含まれている家事分の費用などは必要経費とはならず、家事関連費となります。

家事関連費の家事分と事業分との区分は、使用（貸付）面積や保険金額、点灯時間などの適切な基準によって按分し計算します。

具体例

農業用建物兼住宅について支払った電気料

支払った100,000円全額が必要経費になるわけではなく、 $100,000 \text{円} \times 40\%$ （事業分）＝40,000円が必要経費の対象となります。つまり、事業分である農業に関連する部分のみ経費に計上します。

家事分 60%

事業分 40%

100,000円

2. 必要経費の具体例

農業経営にかかる経費にはどのようなものがあるかを具体的に説明します。この経費をいかに漏らさず計上できるかは、節税の大きなポイントになります。そのためには領収書などの資料はしっかり保管し、きちんと記帳しましょう。なお帳簿には7年間の保存義務があります（32 ページ参照）。

必要経費として計上すべき金額は、収入金額と同様に、本年中に経費として確定した金額となります。

本年中に支払った経費の中に、翌年分以後の期間に対応する部分が含まれている場合には、その部分の金額は、本年分の経費とはならず、翌年分以降の経費として計上します（例：農作業場として翌年1月分の地代家賃を当年12月に前払いした場合など）。

必要経費の各科目の具体例

科目	具体例
雇人費	農産物等の生産及び販売のための雇人労賃、雇人への賄費・交通費をいいます。
地代・賃借料	小作料、賃耕料、機械等の借料などをいいます。
減価償却費	農業用建物、農機具、車両、搾乳牛などの償却費をいいます（10 ページ参照）。
貸倒引当金	売掛金などについて、その将来の貸倒れによる損失に備えるため、一定の金額以下の金額を繰り入れることができます（25 ページ参照）。
利子割引料	農業用の土地建物・農機具購入のための借入金利子、手形割引料をいいます。農業用の建物などの資産を取得するための借入金の利子も必要経費になりますが、借入金の返済額のうち元本に相当する部分の金額は必要経費とはなりません。
租税公課	農業用の土地建物の固定資産税、自動車税、農業協同組合費などをいいます。所得税及び復興特別所得税、相続税、住民税、国民健康保険税、国民年金の保険料、国税の延滞税・加算税、罰金、交通反則金などは必要経費になりません。 固定資産税や自動車税のように家事上の費用が含まれる場合は、全額経費に計上できませんので、面積等により、家事費部分と必要経費部分を適切に按分します。
種苗費	種もみ、苗類、種いもなどの購入費用をいいます。
素畜費	子牛、子豚、ひななどの取得費及び種付料をいいます。
肥料費	化学肥料や堆肥用わらの購入費用をいいます。
飼料費	飼料の購入費用をいいます。
農具費	くわ、かま、バケツ、スコップなどの小農具の購入費用をいいます。必要経費に算入できるものは、使用可能期間が1年未満のものや、取得価額が10万円未満のものに限られます。
農業衛生費	農薬の購入費用、共同防除の負担金をいいます。

諸材料費	農畜産物の生産に直接必要なビニール、わら、むしろ、支柱などの購入費用をいいます。出荷資材や包装資材などは荷造運賃手数料の科目になります。また、ハウスのビニールについては、今あるものを張り替える場合は修繕費の科目となりますが、新設する場合は、減価償却資産となります。
修繕費	農具、農業用車両・建物等の修理に要した費用など、資産の通常の維持管理費・原状回復のために支出した費用をいいます。生活用資産の修理は、家事費のため必要経費とはなりません。また、固定資産の価値を高めたり、耐久性を増す場合には資本的支出となり、減価償却資産として計上します（20 ページ参照）。
動力光熱費	農業用機械・施設に要した水道料・電気料、農業用車両に要した軽油・ガソリン・オイル、ハウス施設の重油などの購入費用をいいます。家事上の費用に関する部分の金額は必要経費とはなりません。
作業用衣料費	作業衣、地下たび、長靴、帽子などの購入費用をいいます。
農業共済掛金	水稻・家畜・果樹等にかかる共済掛金、農業用資産に対する火災保険料などの掛金をいいます。家事上の費用に関する部分は、必要経費とはなりません。また、建物更生共済・農機具更新共済等の掛金のうち、貯蓄部分に相当する金額も必要経費とはなりません。
荷造運賃手数料	農畜産物の販売に要した袋・箱などの包装資材・出荷資材の購入費用、販売に要した市場手数料、農協手数料などで、出荷先の売上から控除された手数料も含みます。なお生産資材は諸材料費となります。
果樹・牛馬等の育成費用	農業の用に供する目的で飼育する乳牛、果樹などについては、種類ごとに、家畜は1頭当たり、果樹は1単位当たり（樹齢別、所在地別等）により成熟の年齢または樹齢になるまでの間の育成費用を計算します。この金額は、必要経費から除いて累積し、減価償却費の基礎となる取得価額に算入します。
土地改良費	土地改良事業の費用や客土費用をいいます。
委託費用	農機具等を使用して行う農作業などの委託費用をいいます。
固定資産等の損失	農業用固定資産等の取壊しや災害による滅失などの場合の損失をいいます（20 ページ参照）。
雑費	農業経営上の費用で、他の科目に当てはまらない経費をいいます。
農産物以外の棚卸高	未収穫農産物（収穫していない農作物について要した費用）、肥料・農薬など（年末に未使用で残っているもの）をいいます。

POINT



ここがポイント！

必要経費については、帳簿から漏れなく（網羅性）、領収書等から（実在性）きちんと反映されているか（正確性）が農業収支計算上、重要となります。

消費税編

1 消費税のしくみ

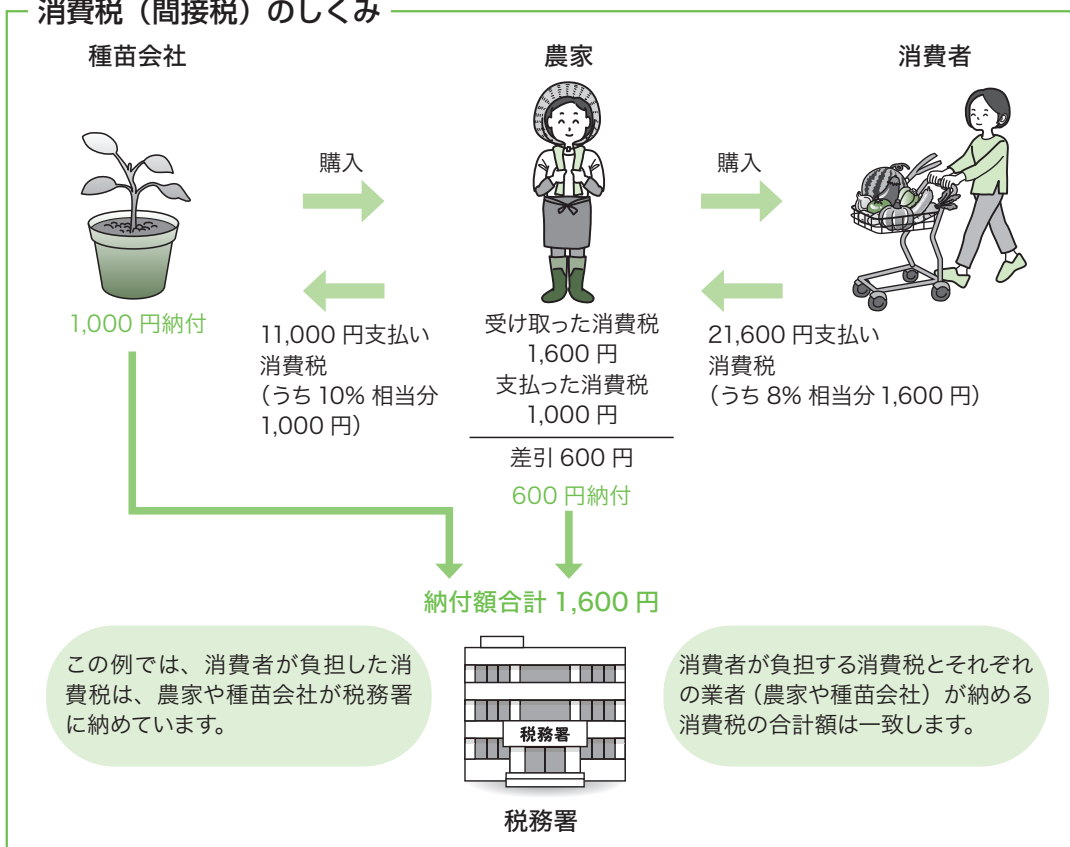
消費税は、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課税される税で、消費者が負担し事業者が納付します。

農業者に関していえば、「農畜産物の販売やサービスの提供に対してかかる税金であり、納税するのは農業者ですが、負担するのは消費者」ということになります。

「消費税」は、消費一般に広く公平に負担を求める間接税で、最終的には商品を購入したり、サービスの提供を受ける消費者が負担し、農業者が納税します。農業者は、農畜産物の販売で消費者から受け取った消費税等*と、種苗、肥料などの仕入れのときに支払った消費税等との差額を納税することになります。

※ 消費税等とは、消費税（国税）と地方消費税（地方税）のことをいいます。

消費税（間接税）のしくみ



1. 間接税

直接税（所得税）は、税金を納める義務のある人（納税者）と税金を負担する人（担税者）が同じですが、間接税（消費税）は、税金を納める義務のある人（納税者）と、税金を負担する人（担税者）が異なる税金です。

2. 課税取引

課税取引とは、次の 4 つの要件をすべて満たす取引をいいます。

- ①国内において行う取引（国内取引）であること
- ②事業者が事業として行う取引であること
- ③対価を得て行う取引であること
- ④資産の譲渡、資産の貸付け又は役務の提供であること

消費税及び地方消費税は、この課税取引に対して課税されます。

例えば、農畜産物の販売代金のほか、農業機械等の業務用資産の売却代金などは課税売上げに含まれます。ただし、税の性格からみて課税対象になじまないもの（受取利息、土地（借地権等を含む）の売却代金・賃貸収入、物品切手等（商品券、ビール券等）の販売代金など）や、社会政策的な配慮から課税することが適当でない取引（医師の社会保険診療収入など）は課税取引から除かれます。これらを非課税取引といいます（下記 **3. 非課税取引** 参照）。

また、保険金や消費税の還付金、国や地方公共団体から支給を受ける助成金・給付金などは、そもそも資産の譲渡、資産の貸付けおよび役務の提供の対価として受け取るものではないため、消費税の課税対象ではありません。これを不課税取引といいます。

3. 非課税取引

非課税取引とは、次のような取引をいいます。

〈課税対象としてなじまないもの〉

- 土地の譲渡および貸付け
- 有価証券および支払手段の譲渡等
- 預貯金の利子および保険料を対価とする役務の提供等
- 郵便切手類、印紙、証紙の譲渡および物品切手等の譲渡
- 国等が行う一定の事務に係る役務の提供および外国為替業務に係る役務の提供

〈社会政策的な配慮に基づくもの〉

- 社会保険医療の給付等
- 介護保険サービスの提供および社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等
- 助産にかかる資産の譲渡等

- 火葬料や埋葬料を対価とする役務の提供
- 身体障害者用物品の譲渡や貸付けなど
- 学校の授業料等
- 教科用図書の譲渡
- 住宅の貸付け

COLUMN

農家に利用してほしい税制上の優遇措置

親の世代に資金的な余裕がある場合には、贈与税の非課税制度を利用して、財産の贈与を受けることができます。

近年農家は後継者問題が深刻ですから、農家にこそ、このような制度を利用していただきたいです。こうした制度があることを知っているかいないかで、納税額が大きく異なります。

●結婚・子育て資金の一括贈与にかかる贈与税の非課税措置

祖父母や両親が、18歳以上50歳未満の子や孫に、結婚・子育て資金を金融機関を通じて一括して贈与する場合、子や孫ごとに1,000万円（結婚関係への支払いは300万円まで）が非課税となります。なお、子や孫の年齢が50歳に達したときに残額がある場合は課税の対象となります（適用期限：令和7年3月31日までの措置）。

●教育資金の一括贈与にかかる贈与税の非課税措置

祖父母や両親が、子や孫に教育資金を金融機関を通じて一括して贈与する場合、子や孫ごとに1,500万円（学校等以外への支払いは500万円まで）が非課税となります。なお、子や孫の年齢が30歳に達したときに残額がある場合は課税の対象となります（適用期限：令和8年3月31日までの措置）。

●住宅取得等資金贈与にかかる贈与税の非課税措置

祖父母や両親が、子や孫に住宅取得等のための資金を贈与する場合、子や孫ごとに500万円（省エネ等住宅1,000万円）が非課税となります（適用期限：令和5年12月31日までの措置）。

2 農業者の消費税課税取引の判定

1. 課税売上げ

農業所得にかかる収入は、ほとんどが課税売上げとなります。

ただし、銀行に預けた預金の利子などの受取利息（非課税）や、保険金、対価性のない補助金や助成金・給付金（不課税）は、課税売上げとはなりません。卸売市場から支払われる出荷奨励金は課税売上げとなります。

また、農業者が農畜産物を家事消費した場合は、通常の販売価額が課税売上げとなります。ただし、生産原価（仕入価額）以上の金額で、通常の販売価額の 50% 以上の金額を課税売上げとしてもよいことになっています。

農畜産物の販売だけでなく、農業に使用していた建物や機械、車両などの売却収入も課税売上げとなります。

例えば、農業に使用していたトラクターを売却した場合の収入は、課税売上げとなります。この場合、課税売上げとなる金額は、売却代金から取得費と譲渡費用を差し引いた残額ではなく、売却代金の全額になります。なお、農地（土地）の売却代金は非課税とされていますので、課税売上げとはなりません。

具体例

新たにトラクターを購入するために下取りしてもらった場合

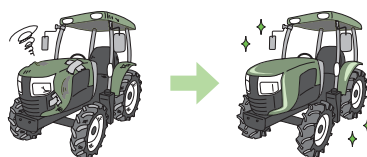
〇〇農園は、新しくトラクターを購入しました。従来使用していたトラクターを下取りに出し、その分、値引きをしてもらいました。下取りをした場合の消費税の課税関係はどうなりますか。

新トラクターの価格：1,000 万円

旧トラクターの下取価格：100 万円

消費税：90 万円

現金支払額：990 万円



旧トラクターの下取価格は、新トラクターの値引きではなく、新トラクターと、旧トラクターの売買があったものと考えますので、支払額は相殺した金額（990 万円）ですが、下取価格（100 万円）が課税売上げとなります。

新トラクターの課税仕入れ：1,000 万円

旧トラクターの課税売上げ：100 万円

（注）消費税 10% は国税 7.8% と地方税（地方消費税）2.2% の合計です。

2. 課税仕入れ

農業にかかる課税仕入れは、農業者が事業として、他の者から資産を譲り受け、

若しくは借り受け、または役務の提供を受けることをいいます。

例えば、肥料または種苗等の棚卸資産の仕入れだけではなく、農業に使用する建物、機械、消耗品の購入、修繕費の支出なども課税仕入れに含まれます。

ただし、利子割引料および保険料等の支払い、また、農地（土地）の購入や賃借等は非課税取引ですので、課税仕入れとはなりません。課税の対象とならない雇人費（給与・賃金等）、専従者給与の支払い等も課税仕入れに含まれませんが、酪農ヘルパーなど人材派遣報酬は課税仕入れに含まれます。

また、農業団体の一般的な会費は不課税取引ですが、対価性が明らかな会費は課税仕入れとなります。荷造運賃手数料は課税仕入れになりますが、行政手数料（非課税取引）は課税仕入れに含まれません。交際費として支出する祝金、見舞金（不課税取引）も課税仕入れには含まれません。

なお、減価償却資産を購入した場合は、購入代金の全額がその年分の課税仕入れとなります（所得税ではその年分の減価償却費だけが必要経費となりますので（10ページ以下参照）、その点が消費税と所得税とで異なります）。

このように、所得税で収入・経費となるものが全て消費税の課税対象になるとは限りませんので、各取引に消費税がかかるか確認しておきましょう。

3 軽減税率制度

1. 概要

消費税の軽減税率制度は、消費税率 10% への引上げに合わせて、低所得者に配慮する観点から実施されました（令和元（2019）年 10 月 1 日の消費税率引上げと同時に実施）。

この制度は、日々の買い物等の場面で消費者の方のみならず、農業者の方にも関係します。

2. 軽減税率の対象品目

軽減税率（8%）の対象となるのは、次の 2 つです。

- ① 酒類・外食を除く飲食料品
- ② 週 2 回以上発行される新聞で定期購読契約に基づくもの

3. 消費税の税率

軽減税率（8%）	消費税率 6.24%、地方消費税率 1.76%
標準税率（10%）	消費税率 7.8%、地方消費税率 2.2%